

平成28年4月18日（月）
愛知県会計局会計課
公金管理・収入グループ
担当 石井、名倉、南澤
内線 2931、2932
ダイヤル 052-954-6648

災害義援金の受付について

愛知県では、平成28年熊本地震の被災地に対する、県民及び企業からの災害義援金の受付を下記により行います。

記

1 受付期間 4月18日（月）から5月17日（火）まで
（当面1か月としますが、状況により延長します。）

2 受付方法

(1) 銀行振込の場合

○ 三菱東京UFJ銀行東海公務部愛知県庁出張所

口座番号 普通預金 0022872

口座名義 平成28年熊本地震愛知県義援金

三菱東京UFJ銀行で振り込む場合の手数料の取扱いについては現在調整中のため、決定次第ホームページでお知らせします。

(2) 現金をお持ちいただく場合

- ・ 本庁及び次の県民事務所等で受け付けます。
- ・ 受付時間は、平日の9：00～17：00です。

受付場所	住 所	電話番号
会計局会計課 公金管理・収入グループ	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6648 (ダイヤル)
東三河総局 県民安全課 総務・広報グループ	豊橋市八町通 5-4	0532-54-5111 (代表)
新城設楽振興事務所 県民安全防災課 総務・広報グループ	新城市宇石名号 20-1	0536-23-2111 (代表)
尾張県民事務所 県民安全課 総務・広報グループ	名古屋市中区三の丸2-6-1 (三の丸庁舎内)	052-961-7211 (代表)
尾張県民事務所海部県民センター 県民安全防災課 総務・広報グループ	津島市西柳原町 1-14	0567-24-2111 (代表)
尾張県民事務所知多県民センター 県民安全防災課 総務・広報グループ	半田市出口町 1-36	0569-21-8111 (代表)
西三河県民事務所 県民安全課 総務・広報グループ	岡崎市明大寺本町 1-4	0564-23-1211 (代表)

3 税法上の取扱い

- ・ 所得税について

所得税法第78条第2項第1号の規定に基づく寄付金控除の対象となります。

- ・ 法人税について

法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく損金扱いされます。

- ・ 個人の住民税について

地方税法第37条の2及び同法第314条の7の規定に基づく寄付金税額控除の対象となります。